

障害者世帯向〔住宅設備仕様選択方式・空家・車いす利用者専用〕

所在区	住宅名	棟名	所在地	もよりの交通機関	間取り	DK	床面積	階/階数	入居開始	バルコニー 向き	エレベータ	桶	釜・給湯器	備考
西区	平田荘	5棟	西区中沼町235番地	市バス 平田住宅 約0.1km	6・洋(7)	LDK(10.5)	65.10㎡	1/12	平成25年	南側	あり	あり	あり(給湯器)	トイレ向きは変更できません 段差なし

【住宅設備仕様選択方式・車いす利用者専用とは】

- 設備仕様の一部について、入居予定者を選択していただく住宅です。
- 選択出来る設備仕様は、右ページの表をご覧ください。
- 選択していただいた設備仕様については、退去時の原状回復義務は生じません。
- 室内の床段差は解消されています。

【申し込みにあたっての注意点】

- 工事完了後に入居可能となるため、他の募集住宅のスケジュールよりも入居予定時期が遅くなります。
(今回の募集では、最遅でも令和6年2月以降の入居となります。)
- 設備の発注時に入居誓約をしていただきます。(「車いす利用者専用住宅(住宅設備仕様選択方式)仕様注文書 兼 入居誓約書」提出後の辞退はできません。)
- 住宅訪問相談と、発注内容の確認を兼ねた下見の計2回、現地確認をしていただきます。

【当選後の流れ】

- ① 入居資格審査 一般の住宅と同様に、市営住宅の入居に必要な書類を提出していただきます。
【手続き期限があります】
- ② 訪問相談申請 入居資格審査後、設備仕様の決定のため、区役所福祉課又は支所区民福祉課へ「住宅訪問相談」を申請していただきます。【申請期限があります】
- ③ 住宅訪問相談 入居予定の住宅にて、本人立ち会い(必須)のもとで、選択していただく設備仕様の確認を行います。
- ④ 発注 訪問相談後に作成された提案図面とともに、「車いす利用者専用住宅(住宅設備仕様選択方式)仕様注文書 兼 入居誓約書」を住宅供給公社へ提出していただきます。
【提出期限があります。】(誓約書提出後の入居辞退はできません。)
- ⑤ 設置工事 ④の発注を受け、住宅供給公社が設置工事を行います。
- ⑥ 確認・下見 ⑤の設置工事の完了後、部屋の下見と併せて発注内容の確認をしていただきます。
(原則、ご本人に立ち合いと確認をしていただきます。発注内容と工事内容が異なる場合は、再設置による調整を行います。)
- ⑦ 契約・入居 敷金の入金後に契約を行い、その後、入居可能となります。
【契約締結期限は、原則令和6年3月31日です。期限を過ぎると当選資格を失います。】

【選択できる設備仕様】

流 し 台 (台 所)		車いす対応既製品(高さを調整します。)<注参照>
洗 面 台		車いす対応既製品(高さを調整します。)<注参照>
ト イ レ		便器の高さが選択できます。(400mmまたは450mm)
手 す り	玄 関	設置済みの手すりに加えて、ご希望により、各所1本、手すり(一定の仕様)の追加が可能です。(設置位置は下地補強をした範囲に限ります。)
	浴 室	
	ト イ レ	

<注>車いす対応既製品とは、シンク下部に空間が確保され、車いすに座ったまま利用できるものです。

【その他注意事項】

- 家賃、入居予定時期については変更される場合もあります。
- 駐車場は設置され、専用の区画が準備されていますが、駐車場使用料は家賃とは別に必要です。